

提出日：平成29年8月7日

担当部・課：財務部 資産税課〔内線：3112〕

① 件名	「わがまち特例」の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくるうえで欠かせない緑地や広場を保存・活用するため、地方税法が3月に、都市緑地法が5月に一部改正が行われた。それに伴い固定資産税及び都市計画税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が見直された。</p> <p>【目的】 関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 地方税法（昭和25年法律第226号） 都市緑地法（昭和48年法律第72号） 石巻市市税条例（平成17年4月1日条例第55号） 石巻市都市計画税条例（平成17年4月1日条例第56号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成29年3月31日 地方税法の一部を改正する法律を公布 （平成29年4月1日施行）</p> <p>5月12日 都市緑地法の一部を改正する法律を公布 （平成29年6月15日施行）</p>
⑤ 主な内容	<p>1. 石巻市市税条例関係 わがまち特例の見直し（追加）における課税標準の特例措置 民間事業者（一般社団法人、財団法人等）による市民緑地の整備事業に供する固定資産税について軽減する措置が講じられた。＜別紙1のとおり＞</p> <p>2. 石巻市都市計画税条例関係 市税条例と同様の措置が講じられた。＜別紙2のとおり＞</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 適正公平な市税の課税が図られる。 固定資産税・都市計画税関係に係る減収分は、地方交付税措置にて補てんが図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正予定としている。
⑧ 今後の予定及び施行年月日	平成29年9月 市議会第3回定例会に「石巻市市税条例の一部を改正する条例」及び「石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例」を提案 （公布の日から施行し、平成29年6月15日から適用予定）
⑨ その他	